

第18期 第13回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時： 令和6年9月27日(金) 午後1時35分～午後2時27分

2. 場 所： 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員（ 8 名）

会 長： 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理： 2番 上原 啓一 委員

委 員： 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員（ 0 名）

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区：

西部地区：

6. 農業委員会事務局職員

局 長： 新田 靖

主任主事： 長嶺 文斗 主任主事： 南 叶子

7. 議事録署名委員

5番 金城 朝之 委員 ・ 6番 上里 さゆり 委員

8. 付議すべき案件

報告第 69 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 70 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 71 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 72 号 現況証明願について

報告第 73 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 74 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第	75	号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第	41	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	42	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第	43	号	非農地証明願について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 13 回総会を開催いたします。 (午後 1 時 35 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 8 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 5 番委員の金城朝之委員と第 6 番委員の上里さゆり委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 69 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 69 号「農地転用後利用状況の報告について」、6 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 69 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 70 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 70 号「転用許可にかかる工事の進捗状況報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 70 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 71 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 71 号「転用許可にか

	かる工事の完了報告について」、3 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 71 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 72 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 72 号「現況証明願について」、9 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 72 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 73 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。報告第 73 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 73 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 74 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。報告第 74 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 74 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 75 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 13 ページから 14 ページをお開きください。

	報告第 75 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、1 件ありました。内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 75 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 これより議案審議に入ります。議案第 41 号について審議します。 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書の 16 ページをお開きください。議案第 41 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 17 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 41-27。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 農地の区分は 3 種農地と判断しております。 現地の調査結果については上里さゆり委員から報告をお願いします。
6 番委員	それでは、令和 6 年 9 月 18 日に行いました現地調査の結果について報告します。整理番号 1 番の申請地について、現場は黒木やバナナの木がまばらに生えており、草も刈られている状態で管理されておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。
議長	事務局及び農業委員の説明が終わりました。議案第 41 号について審議します。はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 (5 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
5 番委員	教えてください。17 ページの黄色のラインで囲われたものが農地ですね。

事務局	はい。
5 番委員	前にも道夫委員から話しがあったと思いますが、4 割という考え方は図面上、システム上で判断しているという事でよかったですか。
事務局	はい。あとは許可が出ていても図面上に載っていない場所や気になるところは現場も確認しながら判断しています。
5 番委員	はい、わかりました。
議長	他にいらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから許可相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。 次に、議案第 42 号について審議します。農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員からの報告もお願いします。では、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案書の 22 ページをご確認ください。議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、4 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。 整理番号 1 番につきまして 23 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 293-2。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。 整理番号 2 番につきまして 26 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 293-6。転用目的は一般住宅。こちらは整理番号 1 の隣接する土地となっております。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。 整理番号 3 番につきまして 29 ページからご確認ください。申請のあった土地

は、豊見城市字保栄茂 208。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 4 番につきまして 32 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字我那覇 467。転用目的は貸駐車場及び貸資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

申請地は、約 30 年前に前所有者が自動車解体業者に貸していたとのことで最近まで違反転用状態となっていました。現場確認した際、入口部分は若干(じゃっかん)コンクリートが残っていましたが、全体的に土に戻されており資材等は全て撤去されておりました。始末書を受領しています。

現地の調査結果については上里さゆり委員から報告をお願いします。

6 番委員

それでは、令和 6 年 9 月 18 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1、2、3 番について、現場は雑草が繁茂しており、遊休状態となっておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

整理番号 4 番について、事務局から説明にあったように以前は違反転用状態があったとの事ですが、現場は多少、瓦礫が含まれていましたが土に返されました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

議長

事務局の説明と農業委員の報告が終わりました。議案第 42 号について審議します。はじめに、議案第 42 号整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしとしますので整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。つぎに、整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

(8 番委員挙手)

議長	はい。金城委員。
8 番委員	ここは一般住宅になっているが、二世帯住宅なのか。車の台数が 10 台になっている。
事務局	申し訳ありません。説明し忘れていましたが。こちらは、店舗兼住宅で整骨院をやるとのことです。
8 番委員	用途違反ではないですよ。転用するときに、農業委員としては、ここでどんな用途ができるか調べてないと、用途をクリアしているものを認めないといけないと思うのだが、理解の上でやっているのか。
事務局	都計法的なところでしょうか。
8 番委員	そうです。例えば中古車販売はできないはずです。それを認める話になるので。整骨院は大丈夫なんですよ。それが確認できないと、認めるのが難しい。
事務局	休憩お願いします。
議長	休憩します。
	休憩 午後 1 時 50 分 再開 午後 2 時 06 分
議長	再開します。他にいらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 議案第 42 号整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので議案第 42 号整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に、整理番号 3 番について審議します。整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

	(5 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
5 番委員	3 種農地で都市機能を有する施設が連たんがありますが。それに関して、もう少し説明をお願いします。
事務局	都市機能を有する施設が連たんとは、住宅や事業所等の施設に囲まれている状態のことになります。 青い点がその施設で、その中に申請地の農地が残っています。
5 番委員	この場合は、住宅という考え方になるのか。都市機能とあるから污水处理施設等の施設かと思うが。
事務局	住宅も要件に入っています。
5 番委員	はい、分かりました。
議長	他にいらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 議案第 42 号整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことです。議案第 42 号整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に、整理番号 4 番について審議します。整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。
	(8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	はい。ここは解体屋ではないか。

事務局	以前はそうでしたが、現在は撤去され、現場も確認済みです。
8 番委員	30 年以上前から違反している可能性があり、行政指導の実績はないのか。
事務局	確認できていません。
8 番委員	始末書は誰が書いたのか。違反した人は一緒なのか。
事務局	所有者の亡くなられたお父さんが違反されていたとのことで、現所有者の方から経緯を記入していただいています。
8 番委員	遊休農地とか駐車場であれば、まだ復旧の目処があると思うが、解体車を置いたり、プレハブ置いたりしたらもう完全に悪質かなと思う。それを何十年もほったらかしっていうのは、いかがなものかなと思います。
事務局	本来であれば行政指導しなければなりません。
8 番委員	転用ができないわけではないですよ。許可を出すか、出さないかの話かと思う。固定資産税も現況で課税されると思う。転用して所有者に不利なことはあるのか。
事務局	特にないかと思います。
8 番委員	転用できるのに、今頃になって申請するまでほったらかしにしていたのが理解できない。
事務局	建物などが建ったままの状態を追認許可することが難しい状況でしたので、更地に原状回復してもらい、申請してもらいました。
8 番委員	法律に基づくものですか。
事務局	農地法に違反転用に関する規定があり、罰則規定もあります。
8 番委員	過去に原状回復しなくても認めたこともあるでしょ。

事務局	あります。
8 番委員	ある人にはそのままの状態ですべて許可出して、他の人だと撤去しないと認めないって言ったら、困るんじゃないですか。 だから、取扱いを統一すべきじゃないですか。 転用ができる場所で、わざわざ何百万かけて撤去して、許可後に再度建て直すってなると申請者は怒ると思うけど。
事務局	開発許可が下りないと県の許可が下りないこともあり、開発許可は追認を認めないことから、既に建物がある土地に許可相当と出しても、県で許可が下りないと考えています。
8 番委員	開発許可と農地転用違反は別じゃないのか。 開発許可は都市計画法に基づいて、ここは市街化調整区域で開発できるとか、その用途が適切であれば許可が出るはずなんですよ。 それが、農地法違反だから開発許可が出ないということもあるのか。 過去には撤去しなくても許可しているんでしょ。
事務局	農業用施設や小規模の違反などがあります。
8 番委員	違反があったら更地に戻せと指導するのか、多少はあっても良いのですなのか、基準を明確にしておかないと困ると思いますよ。 その取扱いについて、法的に整理されているのか確認しておいた方が良いと思うよ。
事務局	今まで金城委員のおっしゃるように許可してきた事例は農業用施設に関する案件になります。
8 番委員	なら、農業用施設に関する取扱いはあるということか。
事務局	はい。200 ㎡未満の農業用施設であれば許可不要というのがあります。
8 番委員	利用状況調査でもコンテナが置かれていたり、違反状態が多く、ああいった状態で申請しても不許可になると思う。転用できる要件を満たしても、全て更地に戻しなさいって指導するのは難しいと思う。なので、法的にどうなるのかってちゃんと整理して示さないと、金銭的な負担も出るから地主は納得しないと

	思うよ。
議長	他にいらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 議案第 42 号整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので議案第 42 号整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に、議案第 43 号について審議します。 議案第 43 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員からの報告もお願いします。 では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 43 号「非農地証明願いについて」は 36 ページからご確認ください。9 月 18 日に比嘉友明委員、上里さゆり委員、班長の宇地原と私、長嶺の 4 名で現場を調査しております。 調査状況について、上里さゆり委員の方からご説明よろしくをお願いします。
6 番委員	それでは、整理番号 1 番について説明します。議案書 38 ページからご確認ください。 願い出のあった土地は豊見城市字饒波 1008 の 1。 面積は 254 m²となっております。土地の状況ですが、傾斜地になっており、進入できず目視で確認できる範囲では原野の様相となっております。 周りの土地も原野等になっており、土地の位置、周辺地域の状況から今後も農地への利用は困難と考えます。 このことから、願い出地は議案書 43 ページ「非農地判断基準」の②に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。
議長	事務局と農業委員の説明が終わりました。議案第 43 号について審議します。 議案第 43 号について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

(8 番委員挙手)

議長

はい、金城委員。

8 番委員

これは長嶺小学校の近くですか。

事務局

はい、そうです。

8 番委員

現状は山になっていて、里道はあるけど中に入っていけないということですか。

事務局

はい。もう里道は通れない状態です。

8 番委員

わかりました。

議長

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 43 号について、現地確認調査書のとおり、非農地証明は、証明相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 43 号については、現地確認調査書のとおり、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 6 年 9 月 27 日 (金)

午後 2 時 27 分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子

5 番委員 金城 朝之

6 番委員 上里 遼子